

虐待防止等の対策に関する基本方針

平田村立小平小学校

1 基本理念

児童虐待については、児童相談所への相談件数が年々増加の一途をたどっており、また、重大な児童虐待事件も後を絶たないなど、依然として深刻な社会問題となっている。また、児童虐待防止に関する法整備が進められ、それらの法令に基づき、学校及び教職員に対しては、日頃から子どもたちに接する立場及び子どもの教育的指導に当たる機関としての立場から、児童虐待の防止等のために適切な役割を果たすよう、早期発見の努力義務や関係機関への通告義務などの役割が求められている。そのような背景の下、児童虐待防止の取組において、学校が「できること」を明確にし、組織的な対応を進めることで、子供たちの心身の健やかな成長や自立を保障することが大切である。

2 基本方針

- さまざまな子どもの行動や様子等から見えるサインを見逃さないように努め、即時に対応する。
- 関係機関、専門機関との確実な連携とリスクアセスメントを共有した組織的対応を進める。
- 地域、保護者への啓発活動を行い、地域とともに子どもたちの人権と命を守る体制を整える。

3 虐待について

(1) 虐待とは

虐待は、子供の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあり、子供に対する最も重大な権利侵害である。最悪の場合、子供を死に至らしめる事例も少なくない。保護者による虐待は、家庭内におけるしつけとは明確に異なり、懲戒権などの親権によって正当化されるものではない。

(2) 虐待の種類

身体的虐待	幼児児童生徒の身体に外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。外側からは簡単に見えないような場所に外傷があることも多くある。
性的虐待	性的な満足を得るためにおいせつな行為をしたりさせたりすること。直接的な性行為だけでなく、子供をポルノグラフィーの被写体にすることなども含まれる。
ネグレクト	心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待や性的虐待の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。例えば、重大な病気になっても病院に連れて行かない、下着など長期間ひどく不潔なままにする、子供を遺棄したり、置き去りにしたりするといった行為を指す。
心理的虐待	子供の心に長く傷として残るような経験や傷を負わせる言動を行うこと。子供の存在を否定するような言動が代表的であるが、兄弟姉妹との間に不当なまでの差別的な待遇をする場合もある。また、配偶者に対する暴力や暴言、いわゆるドメスティックバイオレンス（DV）や、その他の家族に対する暴力や暴言を子供が目撃することは、当該子供への心理的虐待に当たる。

4 学校、教職員の役割

学校・教職員においては、虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、村教育課・健康福祉課や児童相談所等への**通告や情報提供を速やかに行うことが求められる**。

児童虐待防止法によって学校・教職員に求められる主な役割は、以下の①～④の4点であるが、虐待の有無を調査・確認したりその解決に向けた対応方針の検討を行ったり、保護者に指導・相談・支援したりするのは権限と専門性を有する児童相談所や村教育課・健康福祉課である。このことから、学校・教職員としては、関係機関の役割や専門性を念頭に置きつつ、学校としての役割を果たすようにする。

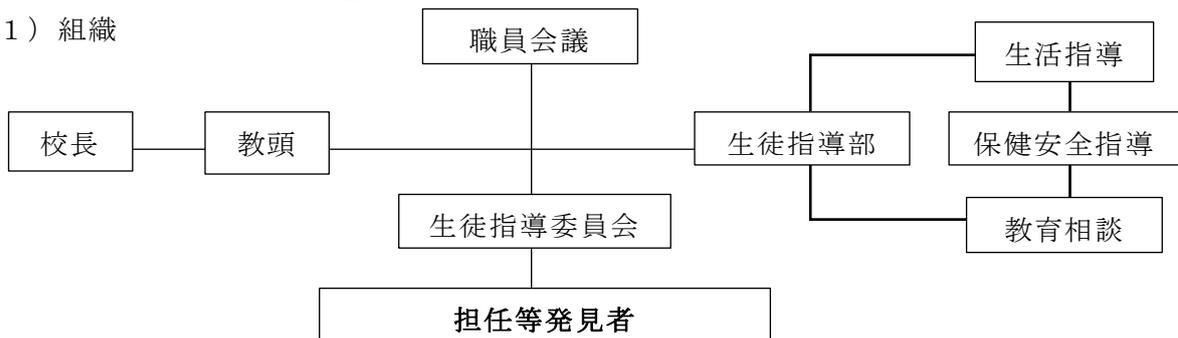
- ① 虐待の早期発見に努めること（努力義務）【第5条第1項】
- ② 虐待を受けたと思われる子供について、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等へ通告すること（義務）【第6条】
- ③ 虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと（努力義務）【第5条第2項】
- ④ 虐待防止のための子供等への教育に努めること（努力義務）【第5条第5項】

このほか、児童虐待防止法第13条の4により、児童相談所や村教育課・健康福祉課から虐待に係る子供又は保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められた場合、**必要な範囲で提供することができると**されている。

さらに、学校等及びその設置者においては、「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月28日初等中等教育局長等通知）にあるように、保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯）に関する開示の求めがあった場合は、**情報元を保護者に伝えないこと**とするとともに、児童相談所等と連携しながら対応する必要がある。また、学校が保護者から**威圧的な要求や暴力の行使等を受ける可能性がある場合は、即座に設置者に連絡すると同時に、設置者と連携して速やかに児童相談所、警察等の関係機関、弁護士等の専門家と情報共有し、対応を検討すること**等が重要である。

5 虐待防止の校内組織と運営

(1) 組織

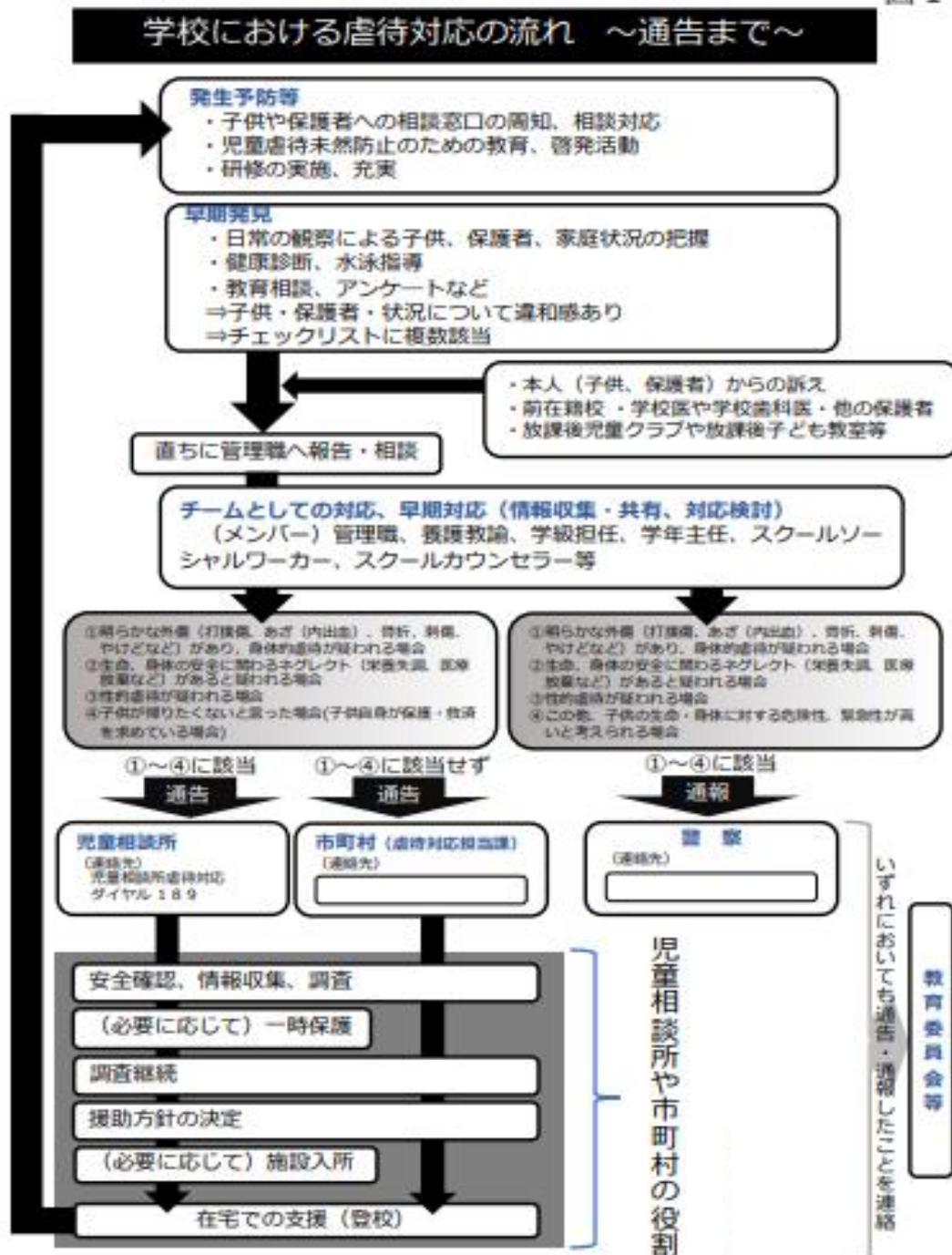


(2) 運営

- ① 全職員の共通理解を深め、指導体制を確立して運営にあたる。
- ② 生徒指導全体会を月一回（定例会）開催する。
 - ・各学年の生徒指導上の問題（具体事例）について話し合い、共通理解を図る。
 - ・虐待に関する研修・情報交換を行う。
- ③ 定例以外にも、生徒指導部を中心に必要に応じて話し合いをもつ。
 - ・虐待が疑われる事例に対し迅速に対応策を検討する。
- ④ 随時、情報交換を行い、対応の仕方について共通理解を図る。
- ⑤ 生徒指導に必要な調査を年3回全校で実施し、早期発見に努め指導にあたる。

6 虐待対応の通告
 (1) 通告までの流れ

図 1



(2) 通告の判断に当たって

児童虐待防止法では、虐待を受けたと思われる子供を発見した者は、速やかに、村や児童相談所等に通告しなければならないとしている（義務がある）。虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも、一般の人の目から見れば主観的に虐待が疑われる場合は通告義務が生じる。学校が通告を判断するに当たってのポイントは次のとおりである。

- ① 確証がなくても通告すること（誤りであったとしても責任は問われない）
- ② 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること
- ③ 保護者との関係よりも子供の安全を優先すること
- ④ 通告は守秘義務違反に当たらないこと

【村教育課・健康福祉課と同時に児童相談所に通告する場合】

- ① 明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど）があり、身体的虐待が疑われる場合
- ② 生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
- ③ 性的虐待が疑われる場合
- ④ 子供が帰りたくないと言った場合（子供自身が保護・救済を求めている場合）

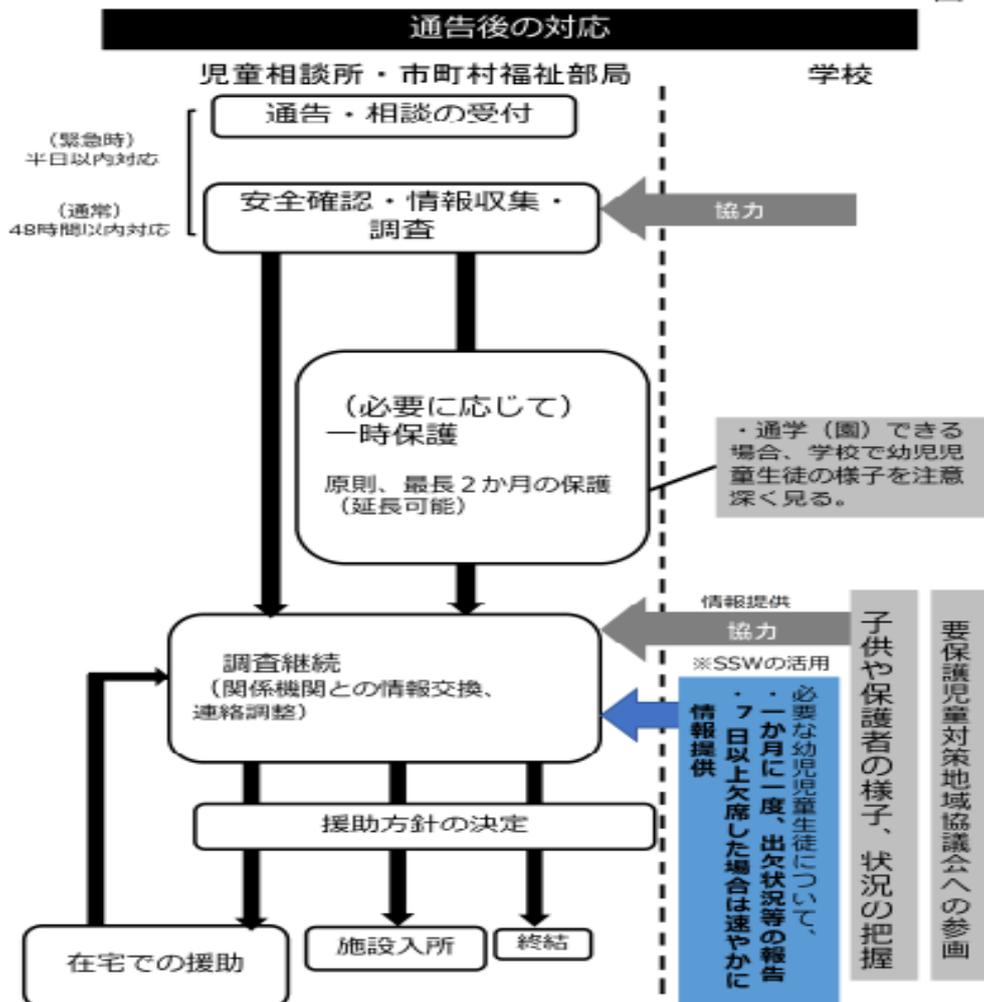
【村教育課・健康福祉課と同時に警察に通告する場合】

- ① 明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど）があり、身体的虐待が疑われる場合
- ② 生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
- ③ 性的虐待が疑われる場合
- ④ その他、子供の生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる場合

7 通告後の対応

(1) 通告後の対応の流れ

図 4



(2) 児童相談所等の「安全確認」や「情報収集」時の協力

子供の安全確認については、児童相談所は通告から48時間以内に行わなければならない。特に、重大な事案で速やかに子供の保護が必要な場合は、児童相談所は通告から数時間で安全確認を含む一時保護の手続をとる。児童相談所等が行う安全確認は、専門の職員が学校で子供の様子などを確認することになる。その際、**教職員も児童相談所等の職員からの聞き取りに対し、できるだけ詳しく状況を伝えるなど、学校としても協力することが重要である。**

(3) 「一時保護」解除後の対応、「在宅での支援」時の対応

一時保護が解除され、通学できていなかった児童が学校に復帰する際、**学校は児童相談所から保護期間中の子供の状況を十分に聞き、校内チームで情報を共有して共通理解を深めた上で、見通しをもった支援を行うことや、普段の様子を丁寧に観察する。**

また、安心して学校環境に戻れるよう、クラスメイトに対して事前に配慮を促しておく。そして、一時保護解除後も当該児童が普段と変わったことがないか、学校において継続して注意深く見取っていくとともに、児童の様子で不自然な点があれば、児童相談所や村教育課・健康福祉課に相談する。

在宅での支援を受けている間も、学校は当該児童が普段と変わったことがないか、注意深く見取っていくとともに、児童の様子で不自然な点があれば、児童相談所や村教育課・健康福祉課に相談する。

(4) 「施設入所」時の対応

児童相談所が施設入所や里親家庭へ委託する措置を決めた場合、学校は当該施設や里親と連携するほか、施設等に近い学校への転校手続も必要となる。転校する場合は、学校間で必要な情報共有をする。

また、里親家庭に委託される場合には、通称名として里親家庭の姓を名乗るのか実名とするのかなど、施設入所の場合とは異なる留意点や、通学継続するに当たって配慮を要する事柄があるので、児童相談所や委託を受けた里親とよく相談する。

※参考資料：学校・教育委員会向け虐待対応の手引き 文部科学省 令和2年6月改訂版